

厚生常任委員会

平成14年6月14日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川 宜志子 ○西谷 剛周 中西 和夫
喜多 郁子 木田 守彦 小野議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総務部長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福祉課長	野崎 一也
同課長補佐	寺田 良信	同課長補佐	植村 俊彦
健康推進課長	西田 哲也	同課長補佐	西梶 浩司
環境対策課長	清水 孝悦	同課長補佐	西川 肇
同課長補佐	栗本 公生		
住民課長	西谷 桂子	同 係 長	鎌田 裕之

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、喜多委員、木田委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。
初めに、6月議会付託議案についてであります、
まず、議案第28号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進 課長 （議案書朗読、補正予算書により説明）
平成13年度の本特別会計におきまして、医療費等に要しました費用が医療費交付決定額を下回りましたために、超過部分を翌年度会計に繰越させていただくための補正をお願いするものであります。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第28号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、承認第5号、町長専決処分について承認を求めることについて（平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進 （議案書朗読、補正予算書により説明）

課長 平成13年度の国民健康保険事業の決算見込みを立てるに当たりまして、歳出におきましては医療費等の推計をする中で月平均及び月最高支出額等を勘案いたしまして、14年度より不足した額を繰上充用する必要が生じ、専決処分させていただいたところでございます。保険給付費の推計が下がりましたこと、また歳入におきましては税収の実績が見込額より上回ったこと等の結果といたしまして執行額が153万4千円というところで決算を終えたということでございます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

委員長 それでは1点ご説明お願いしたいと思うのですが、この出納閉鎖の問題で、国保の年度の閉めのことなのですが、今後変わるという可能性を聞いておりますので、ご説明していただきたいと思っております。

健康推進 今委員長からお話がありましたように、4月から3月の医療費を推計するという国民健康保険の関係でございしますが、3月分が5月中頃に額が決定いたします。その当該年度の決算見込みを立てるにあたりまして、時間が限られておりますので、そういった弊害を解消するために、14年度から3月から2月分の医療費を当該年度で決算するというので、2月分の医療費は4月中頃になりますので、1月あまりの決算の整理する期間が伸びたということで、主なこういった弊害が起こらないと考えます。なお税収につきましては出納閉鎖までの若

干の増収という見込みが入る可能性がありますので、その分については若干の変動があるかと思いますが、医療費については3月から2月分という形で、1か月早く決算ができますので、決算が確定した形で提案させていただくこととなりますので、そういうことでご理解賜りたいと思います。

委員長 以上のように担当から説明もいただきましたけれど、委員さんから質疑ございませんか。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって承認第5号、町長専決処分について承認を求めることについて（平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、当委員会として満場一致で承認すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 検討委員会の開催につきましては、7月に第1回目の検討委員会を開催させていただくということで、現在会議を進めさせていただいております。なお委員会の名称につきましては前回の整備委員会の方針を基本といたしまして、今後の建設におきまして用地の確保等についてのご検討をいただくということで、同様の名称で仮称総合福祉会館整備検討委員会として設置していく考えであります。

次に、委員会の委員構成につきましては前回の検討委員会で種々検討いただく中で、今回までの経過につきまして熟知していただいていることを勘案いたしまして、前回の検討委員会の構成員の中で関係機関代表及び私権を有する者の委員構成につきましては、ほぼ同様といたしまして保健センター機能を併設することから、また地域保健としての総合的座長として郡山保健所に新たにリンクして入っていただき、施設をまた利用される立場として、身体障害者福祉協会並びに虹の家、手をつなぐ育成会の代表の方にも新たに委員として入っていただく方向で進めています。

また、行政機関代表2名につきましては、委員構成から除いております。このことから議会代表1名の委員のご推薦につきまして、議会議長に委員の推薦をいただきますようご依頼申し上げているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木田委員 前回と同じような委員さんのところ、また身体障害者福祉協議会とか、郡山保健所とか、虹の家とか、あゆみの家の方とか入ってこられるということなんですが、その肝心の用地について、一般質問で町長は保健センターを併設する場合、7000～8000㎡くらい必要だと言っておられましたね。前に聞いたときには5000㎡ぐらいいかなということでした。そういうことになるとその地域は限られてくると思う。8000㎡を確保する、それがまず第1条件になってくるのではないかと思う。そうした場合に簡単にいけるものかどうか、先延ばしになっていくのと違うかというそういう危惧がありますけれど、そういう点について聞かせていただきたいと思います。

町長 何れにいたしましても、検討委員会をしていただく中では、いろんな関係また木田委員が幸前の関係で言っておられた所等何か所か入れております。7000㎡か8000㎡というのは、将来的にわたって

当然駐車場スペースとかそういうものを考えていきますと、保健センターを併設したらそういう点では必要ではないかと思っております。やっぱりかかるがホールにしても催しがあったら、南中学校を含めて727のキャパで駐車場をしておりますけれども、その周辺に駐車等を考えますと、そういうスペースが大きい方がいいと思いますし、確たる7000㎡か8000㎡というのは、検討委員会でその候補地の中で以前から申し上げておりますように、今度は場所を選定して必ず買えるという条件を整えていかないと、やっぱりこの福祉会館の計画は遅れていますから、そういうことを踏まえる中で全部の協力を得られる中でそういうことを求めている。木田委員のおっしゃるように、7000㎡や8000㎡というのはこれはひとつの目安でございますから、私は保健センターを組み入れていけばそういう面積スペースになっていくのではないかと考えています。

木田委員　それと前回協力してあげようと言われて、借地ということであかんということになりましたね。そうしたら、この中で7、8千㎡という形でその中で周辺はずっと協力していただいて、一部だけ借地やったら協力しようという話になった場合でも、借地はあかんと考えておられるのか、一部借地でもいいという考え方があるのか。その点についてはどうですか。

町長　その方が協力はするけれど、将来を考えて借地でということになれば借地でやむを得ないことがあると思う。条件等によってその部分だけ買えないということになれば・・・努力はいたしますが、借地は借地としてそういうこともあると考えています。

西谷委員　先日「太子の都市づくり」の合併の関係の住民の集会で、住民の方から7か町村将来合併をする中では当分箱物を見直したらどうかという意見が出てきているのですが、総合福祉会館は確かに町として必要だと思うのですが、片方で合併ということ視野に入れたときに町と

してはあくまでも合併とかは抜きにして、町単独の事業ということで考えておられるのか、それとも仮に合併があったとしてもこの地域には総合福祉会館みたいなものが必要だと考えておられるのか、町の合併にからんだ総合福祉会館整備についての考え方をお尋ねしたい。

町 長

合併がなかっても合併を将来進めるにしても、私はこれは1つの拠点ですから、斑鳩町の総合福祉というのは欠かすことのできないものである。今まで水道庁舎を町が買い取ってそれを使ってきた。そういう中でディサービスにしたってああいう場所でやられている。そういう点を考えますと、この斑鳩町の2万9000の人口から考えた中で総合福祉会館というのは当然必要であるし、また河合町では豆山の里とかあるいは・・・そういうことを考えますと、これはひとつの拠点としてみんなやっておられる。合併するから1つのエリアゾーンの中に入れるということではなく、将来合併したらしたでその中心部分はどこであるか、あるいはそういう計画を考えながら町としてはきめ細かな福祉を考えていく。できるだけ町としては遅れをなしているこの総合福祉会館を早く建設していくということでもあります。

喜多委員

先ほどの木田委員と同じような質問になるのですが、用地面積が7000か8000ということですね、それと前回の検討委員会で委員として構成メンバーの中に入っていらっしゃらなかった身体障害者の会とか虹の家の方とかそういう方々にも入っていただいて新しく検討していくというのは、私は大変喜ばしいことであるように思っております。その中で例えば今7000から8000㎡位の用地ということで計画を立てるというよりも、その総合福祉会館、斑鳩町約3万の人口の中で必要とする総合福祉会館の機能をどういったものをもたせながら建物に入れていくか、それが最初の基本的な考え方であってほしいなというふうに思っております。ですからどんな機能を持たせた会館であって、それについてはどれくらいの用地が必要であるというふうな方程式の方が解りやすいのではないかと思います。今度7月に第

1回の検討委員会が開会されるわけですが、そういったことでどういった多機能であってほしいのか、どういった福祉会館をつくりあげていくのかという目的が前提にあって、それではこれ位の面積が建物として必要、駐車場としてはこれくらいは必ず確保しなければならない面積、そういった割り出しの中で、例えば7000とか8000とか予定して、中身について検討したら1万㎡いるかも分からない、それはその時のしっかりとした方針付けでもってきてくだされば、それで私は何もとやかくいうことはないと思っております。

総合福祉会館という建物についてどんな機能を持たせるかということ十分に検討していただいた上で用地面積ということ割り出していきたいと思っております。

町長 今喜多委員おっしゃっていただいたように7月に立ち上がってまいりますから、私は12月議会までに一定の方向付けをしていただくように、その中にはやっぱり事務上の面もありますし、また委員さんよりいろいろなご意見をいただいて、施設の使い勝手等いろんな関係等について精査する必要がありますし、そういうことで精力的にやっていただかなければと思っておりますが、7月の上旬ぐらいに立ち上がって概ね12月議会までに方向付けできるような形で、15年、16年でそういうものができていくような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

喜多委員 先ほどから出ております合併問題についても、合併がよしんばあったとしてもこの斑鳩町の中の総合福祉会館がそういった機能を持てば永続的にこれは使っていけるわけですから、是非ともそういった何があっても揺るがない位置であるということをお願いしておきまして、良い案で報告されますよう期待しております。

議長 先ほど課長から報告にもありましたとおり、議会から1名の委員の推薦の願いが来ております。私としては議会運営委員会で諮って行

きたいと思います。今回は確か厚生委員さんの中から選ばせていただいて、途中で交代という形になったと記憶しております。今回その辺の枠を取るのか、いや厚生委員会で選んでもらうのか議運で決定したいと思いますので、その点厚生委員さんからご意見があればこの機会に聞かせていただきたいと思います。

委員長　　今議長の方から選出についての提案があったわけですが、委員さんの方から今の議長の提案に対して何かご意見ございますか。

喜多委員　　私はやっぱり直接の担当委員会ですので、できたらこの厚生委員会の中からメンバーとして入らせていただくのがベターな形ではないかと思いますが、ただ総合福祉会館につきましては昨年から視察の件についても全体的に捉えた形で視察をしたらどうかという意見もありましたので、そういったことを考えあわせれば何も厚生委員会にこだわる必要もないかなと思ったりもするのですが、基本的には厚生常任委員会の委員として選出していただきたいという希望です。ただ議会運営委員会でそういった皆さんの意見がありまして、議会全体から検討していくということであればやぶさかではございません。

委員長　　他の委員さんについては、議運で諮った上でということよろしいでしょうか。議長にはそういうことで参考にさせていただきたいと思います。

私の方から1点お聞きしたいと思います。整備検討委員会ですが、今回は少し身障者の関係の方からも入っていただくということなのですが、参考までに前回の委員構成が何名であったのか、そして今回は何名ぐらいで予定を立てておられるのかという確認をしておきたいと思います。

福祉課長　　前回の委員構成につきましては12名でございます。そして今回新たに2名増の14名で構成いたしております。

委員長 人数が少し増えるようですが、そういった委員皆さんからたくさん意見を出していただけるような形で、事務局として委員会の運営をしていていただきたいということをお願いしておきます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

続いて、各課報告事項といたしまして、議案第27号、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

環境対策 前回の委員会でご説明いたしましたように、昭和町自治会集会所建設を求める請願書が採択されました経緯を踏まえまして、議会の意見を尊重し検討を加えていこうとの考えの中で、補償事業として取り組むこととし、所有者の方からの用地の協力が得られることになりましたので、用地取得に要します経費といたしまして、4,830万円の増額補正をお願いするものであります。

なお、集会所用地につきましては既に昭和町自治会は地縁団体の認可を得られているところから町が購入し、地元は無償譲渡していく考えであります。また集会所の建物につきましても、地元が事業主体として斑鳩町地域集会所施設整備補助事業により実施し、地元負担金を斑鳩町が裏付けし建物の所有権につきましては昭和町自治会としてまいりたいと考えております。

し尿処理場鳩水園設置に伴います補償につきましては、昭和町自治会との協議の中で集会所用地及び建設のみであることのご理解をいただいているところでございます。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

西谷委員 一般質問の中でこの関係については質問いたしました。その時の助

役の答弁と今回の答弁が違うことで、その点についてまず経緯についてだけ教えて下さい。

助 役

西谷議員の一般質問において私が答弁した内容について少し西谷議員との考え方の違いがあると、このように感じております。それにつきましては、西谷議員は、町は昭和町自治会集会所建設をするために6月議会の補正予算で集会所用地費を計上しておりますが、これはこれまでの高安、三井、東里あるいは白石畑地区同様、町が全額負担で建設し昭和町自治会に提供するという理解をいただいております。こういう質問でございました。私はそういう理解をしていただきたいと思っております。こういう答弁をしております。

ここで、私が西谷議員の質問に対して昭和町自治会に提供するということが、聞いてなかったのかどうなのかちょっと定かではないですが、私はどちらにいたしましても全額町負担で建設をする、こういうことを思ったわけでございます。そういう理解をさせていただきたいと思っております。という答弁をしております。しかし、私も不思議に思ったのでその後西谷議員の意志を聞かせていただきました。そしたら西谷議員の意見としては、これまで全てが町が建設をしてそして地元を提供すると、そういう考えで言ったんだと。私が受け取ったのは、事業主体が地元施工であるにせよ全額町負担していくという判断を持ったわけでありまして。こういうことで事業手法と言いますか、事業の仕方というのは、これからはやはり事業が地元、自治会が事業主体でやっていただくべきと、このように思っております。

私の考えといたしましては、これまでも総務常任委員会でも言わせていただいておりますが、補償と言いますのは一般質問でも言わせていただいておりますが、住民等に対応するのは町が行う行為が地域住民に対して不利益、ご迷惑をかける恐れがありその影響をもたらす限度がその地域住民の受忍の限度を越えると認められた場合にはその地域に対して自治会と協議の上、約束を持って補償として施設設備を町が提供し、その施設を自治会が使用する方式をとって

きました。

しかし、こうしたことは将来考えてみますと管理上不都合な問題も生じる恐れがあると思っております。したがってこれらについては十分整理、検討して参りたいと考えております。こうした補償につきましては。これまで町が事業主体で施設設備を行い自治会に提供してきた。先程申し上げた通りでございますが、あくまでも物による補償であって金銭補償ではなかったわけです。したがって施設設備そのものは町の施設設備であり、いわゆる自治会と管理協定を設けているものの、町に全ての施設をその地域にもってきているという解釈ができるわけです。これは一般質問でも町の施設であるということからその地域以外の方が使用を申し出た場合に断られたということもあり、そういう中ではこれは町の施設ではないのかというような質問もありました。将来に向けていろいろ問題が生じるということがあると思っております。そういう事を考えますと、やはりこの施設設備は集会所等につきましては地域の財産として、地域で自主的な管理、運営をしていくことが原則であろうと、このように思っております。したがってこうした考えにたって十分整理、検討をしてまいりたいとこのように思っているわけでございます。何れにいたしましてもやはりこうして建てた集会所はどうしても自治会のものとして自治会の方々はその認識を持っておられます。そういうことからそういう問題が出てきた場合に、町が非常に困るということでございます。はっきりとした形できちんとした形で整理を行っていくということを考えておるわけでございますので、そういうご理解を願いたいと思います。

西谷委員 逆に補償ということで地元補償をするのだったら、堂々と当初予算から町の補償で今までどおり土地も建物も町の事業主体で補償する。ただしそれは町みんなの税金でつくったものだからその地域の人は当然利用されますが、その周辺の人でも使用したいという申し出があれば使ってもらおうというやり方をする方が、私は町の補償の事業としては筋が通っているのではないかと思う。補償ということで、あえて

土地や建物まで町がつくってそれを地域にやるということは、金銭補償を受けていることになる。住民から見たらそういうことになる。果たしてそういうことはいいのかどうか。

それと、一番最近では三井地区では建物も土地も町が買って、あれは一応町の名義になっていますね。今回急に昭和町からそういう方針に変わったような気がするのです。何でかなということが非常に私としては納得できない。地域集会所という補助金制度を使うのは、それは本当に補償と関係のない地区の人が地元で集会所を建てたいということについてはそういう制度でされたらいいと思うのですが、結局補償に絡んで地域のなかなか理解してもらえにくいような衛生処理場やし尿処理場やそういう分については、当然その地域の方々がそういう施設があるということについて、イメージの問題があって、あるいはそういう部分を含めての補償ということを考えておられるのだったら、私はそれとは別個にどうどうと考えるべきだし、住民に対しても町が補償でこの地区にはこういうことをします、こういう施設を建てます。こういう施設については補償で建てましたが地域の皆さんもどうぞ使ってくださいと、僕は逆に打ち出すべきやないのかなと。補償という分については一番最初に気になって聞いたとき、その当時の助役は補償というのはそういう定義はございませんということを言われた。私は現実の問題として、補償する場合には道路とか集会所とか水路とか、確かに補償でその他地域につくるけれども結果としてその地域の住民、あるいは周辺の住民にも使えるようなものを補償という形で考えるべきではないか。それ以外のものについては、私は補償の対象にいれたらあかんのやないかという感じがしています。

これは前回の厚生委員会の視察に行ったときでも、龍野市で総額で100億掛かりました。当初その周辺の地域の方々に100億の1割は地元補償でやります。ただし、その1割につきましても公共事業でしか補償はできませんということを知りました。私はこの際に、町はここに補償用語とかいろいろありますが、その中ではその審議をする前に町として補償をもっと整理してきちっとすはべきやないのかなと、

金額も含めこの機会にいつまでもその施設があるから、永遠に孫末代まで町が補償していかなければならないという考え方はおかしいと思う。金額や何年までに補償が終わるとかということをおきかえて私は町として整理すべきやないかと。その整備をして初めて、今回の一般会計の補正予算についてもそういうことが整理できてから実施してほしいと思います。

助 役

西谷委員がおっしゃっているように地域外の方々がその集会所を利用してもらうことは、これはしてもらいべきだと思うのです。私が言っているのは整備手法と言いますか、仕方を変えるということであって、その自治会が自主的な運営をする中の規約とか約束事によってその自治会以外の方が使用できるということを決めていただいて大いに利用していただく。これは問題ないと思います。

それと、あくまでも今の契約、覚書書の中身を判断いたしますと、西谷委員は金員を決めてやれ、またいつまでも補償するのはおかしいのではないかとことを言われております。我々もやっぱりそういうことをしたていわけです。けれども今町と自治会と交わしております覚書書の中身を判断すれば孫末代まで補償していかなければならないというような形になっています。

そういうことで今期間とか金銭的な問題も含めて地元に対して協議しても、地元は現時点では納得してくれない、このように私は判断します。高安の場合についても10年後には更新になっています。10年経てばまた新たに契約書、覚書書を締結していかなければならないわけですから。そこには新しい補償というものが出てきます。したがって我々はそれをできるだけ財政とにらみ合わせて、そして地元の理解を得て町の補償のできる範囲でお願いしたいということで今までやってきたわけでございます。そういうことでの理解をしてほしいと思います。ただ、西谷委員と私は、自治会外の方々がその集会所利用していただくということについては同じ考え方でございます。自治会が自主的運営されても当然そういうことを入れていただいて、そして大いに周

辺の方々の利用をしていただく。これが我々としても指導していかなければならないと思っております。

一般的に西谷委員がおっしゃるようなことを考えるならば、地域交流館的なものを持って対応すべきと思います。そうでないいわゆる迷惑をかける施設に対してそこに町として補償をもってその対価を補うということでございますから、やはりその地域のものになることが望ましい。その地域が自主的に運営され財産がその地域になることが望ましいと思っております。そういう整理整頓をしていきたいとこのように思っております。

西谷委員 再度お尋ねします。今までやってきた、三井あるいは高安陸、今回当初予算組んでおりますが、この集会所についてはどういう形でされるのか。土地は町が提供し、建物は集会所整備費補助金制度を建ててもらおうということなのですか。

助 役 これから町としてその補償に対する事業を行っていただく場合についてはまず地縁団体の法人格を取ってもらう。そういう指導をしていきたいと思っております。法人格を得たならば、その財産取得はできますからそういうことをしていただいて、そして事業主体を地元でしていただく。町の補助制度を活用してその裏負担といいますか負担分を町が負担する、こういうことで行いたいと思っております。またこれまでやった三井、東里、高安等につきましてはやはりそういうような形でしていただくよう町として指導してまいりたい。

西谷委員 そうしたらなぜ三井の時には建物も用地も、それまでの三井に至までの補償についての集会所は全て町は土地も建物も提供し、町が事業主体でその地区に無償体提供された部分がなぜ高安陸あるいは昭和町の段階からこういう形に変更されたのか。具体的な問題となった理由についてお尋ねしたいのと、町が補償という形で特定の地区に補償という形で、要は金銭補償することが地方自治法上可能なのかどうか、

合わせてお尋ねします。

助 役

そういうことでなぜ方向を変えたのかということなのですが、先ほども申し上げておりますように、こうして行った施設については一般質問に出てますように町のものやのに地元が断るのがおかしい。そういうことが将来出てくるのではないかと、そういうことを考えたわけです。同時に補償でやっていますから、やはりその地域に対しての対価を償うということでございます。それは地元のものとして取り扱っていただこうと整理をしていきたい。このようなことからこの方針を今検討しているということでございます。

金銭補償についてはどうかということなのですが、地方自治法により町が公益上必要があれば補助金等が出すことができるとなっております。こうした補償は公益上必要があるという判断でこれまで助成をしてきたということです。金銭で補助している町村もあると聞いておりますが、町といたしましては、金銭関係では地元はトラブルが起こる元だということから町としては施設設備をもって補償するというところで今日まで地元の理解の上で行ってきました。

西谷委員

実際に助役が言われる中で一般住民からしたら、この施設については地域が集会所をほしいということで自治会がされたところについては集会所施設整備費補助金でされる。ただし補償する地域については、補償の範囲にあるところについては、町がそういう施設を受け入れていただいている自治会なので土地も建物もこれは補償という形で町が全額でやりますという方が、よっぽど住民にとってはわかりやすいのではないかなと、土地だけ町が無償提供しますと、その時には地縁団体結んでください。その土地については無償で地域に渡します。それはある意味では助役が言われたような、その代わり地域で建てられたものですからよそから来られても使用させないことがありますというほうが、住民にとつたらなんでこんな形で使われるのかということの中では逆に非常に言いにくいのではないかなと思う。その

辺はどのように思われますか。

助 役

この件につきましては、一般質問で里川議員がいわゆる住民からいろいろ理解が得られていないというような質問をされたのです。その時に私は答弁しております。理解してほしいと申しあげましたのは、町の公共施設をする場合その施設が付近住民に対してご迷惑や不利益をもたらす恐れがあり、その不利益やご迷惑が受忍の限度を越えると認めた場合、その地域の自治体と協議の上その対価を補償して行うことによって住民間の公平性を保つことにしております。そうした対応でございますので、付近住民のご理解を願いたいと、このように答弁させていただきました。

そういうことでございますので、現在各施設を行っておりますが、補償について住民からいろいろな意見をいただいているということはないわけでございます。我々としてはそういうことの意味を十分住民にご理解していただくための啓発もしてまいりたいと思っております。

何れにいたしましても私は自治会の集会所になっても、その自治会が自治会外の方が使用できるということで、その規約等を設定していただければよいのであって、そういう指導も町がしてまいりたいと思うわけでございます。この問題については先ほどから言っておりますように、後に禍根を残すことになれば困りますので、そういうことをご理解をお願いしたいと思います。

西谷委員

それと再度確認しておきたいのですが、町は用地については地縁団体を作ってもらってそして町が無償で譲渡する。建物については集会所施設整備費補助金を使ってやってもらうという今年の中で、集会所施設整備費補助金の地元負担分については地元が負担する
のか、それとも地元負担分について町がお金を出していくのですか。

助 役

昭和町の場合は補正予算をお願いしている件につきましては、土地

は町が購入するという事で、購入した後自治会に帰属するという形を考へておるわけでございます。これからは用地の確保も建築についても地元が事業主体をもつてやつていただいて、その補助金制度を活用した裏負担を町が補償という名目で支出するという考へておるわけ、こうしたことはこれはこれまでも行つてきております。集会所ではなしに農道の整備、また農道の設備等については事業主体は地元でやつていただいて、その裏負担を町が行つておる。それはもちろん国、県、町の補助金外の裏負担を町が補償で行うという経緯でございます。そういうことで全て自治会が事業主体となつてやつていただくわけ、ただ問題点があるのは地縁団体の法人格を取つていただくということの指導を徹底していきたく、このように思ひます。

西谷委員 どうも今までの集会所、三井集会所までそういう形で行つて、急に高安陸あるいは昭和町それ以降稲葉幸前も含めてそういう形で行つて移行されるのですが、どうも理解できない。集会所施設整備費補助金の制度を使つても結果的には町は建物も用地も全部お金を出すわけ、しょう。そしたらみんなに補償については全額町負担でやります。それ以外の地域についてはこの制度を利用していただきという方が住民にとって非常にわかりやすいのではないかと、それができないという方が何回も聞いているのですが自分自身どうも納得できないのですよ。結局そういう理解が少なくとも補償という制度の中で、制度そのものが整理されていない中でそれでもなおかつ片方では補正してまでやつていけないといけないという中では、私はそういう整理ができて初めて当初予算からできないのかなと、余りにも唐突に行つてきて補償そのものが住民から非常に納得できない一つの基準なりこの際整理してやる方が先ではないかと思ひます。費用ということの中で同じ町費を使つてやるのだつたら全面的に補償と言ひながら公費を使うわけですから地域の人も地域以外の人も使つていただきということ、を前提に行政としては集会所の件についてはそういう形ではあるべきではないかと思ひます。それが集会所のない地域の人のためにも公費

でいくらか税金を投入するわけですから、その中では他の地域の人にとっても理解してもらい、説得力があるのではないかと。そうでなかったら逆になんでその地区だけ公費を使っているのに私ら税金を払っているのに使えないねんという、今の助役の答弁からすると、私は不満を助長するような結果にならないのかなと思う。

助 役

これは事業主体の手法、仕方を変えるということを検討しているということでございますので、私は今までやってきた自治会に対する補償と何ら変わりない。ただ今の状態ならば将来に向けて管理上の不都合が必ず問題として起こるという懸念をしますので、きちっとした形で自治会が自主運営できる財産をもつ制度に改めたいと、このように言っているわけです。当然西谷委員は、住民全てが利用できる施設等を町が建設する場合については、いわゆる地域交流館は凍結しておりますけれど、そういう形でやっていけばとこのように思っておられるわけですが、これについては補償でございますから、やはり最後まできちっとした形になるような、今も言われたように孫末代まで問題を残すということにならないような形で整理をしていく必要があると、このように考えております。

それと昭和町の場合でございますけれど、西谷委員はおっしゃるように当初で予算を計上すべきものやと言われることは、それもよく分かります。けども、既に前回の委員会でも申し上げていますように、昭和町自治会が集会所建設用地についてその用地を模索されたわけです。非常に苦労されました。そうした結果、適当な土地を見つけられ買収に応じてくださることになり、交渉の結果成立いたしました。所有者は早く措置をしてほしいということから、誠に申し訳ないが今度の補正予算を提出させていただきました。いうことで説明しているわけございまして、そこら十分にご理解願いたい。

西谷委員

今の助役の弁によると昭和町以外の今後予定している幸前とか稲葉車瀬についても、地域からこういう土地を購入してくれということに

なったら、町は補正を組んでもそういう配慮をするという考え方で理解してよろしいですか。

助 役 昭和町のようなやむを得ない場合については、補正をお願いをしたい。ただし余裕を持っていただくという了解の場合ならば当初予算で処理して行きたいと思っています。

西谷委員 たとえば今のこの補償の中で補償要望に対する回答があるのですが、たとえば稲葉車瀬地区については要望事項を読んでいますと、集会所建設について、コミュニティ施設補助金を活用していく方法であるということなのですが、これは別に・・

委員長 暫時休憩します。（午前10時25分）

委員長 再開いたします。（午前10時45分）

ただ今休憩中に協議をいたしました結果、議案第27号については総務委員会に付託されている議案です。そして所管の委員会ということでの説明を受けたところですが、その建物について西谷委員の方から、今の町の方針については了承をしがたいという意見でございましたので、これの審査については総務委員会の方でしていただくことになると思うのですが、厚生委員会としては了承するという委員さんもおありですけれど、了承しかねるという委員さんもいらっしゃるということで、委員会としてはとりまとめをさせていただきたいと思えます。

他の委員さんからこの件につきまして、何かご意見ございますでしょうか。

喜多委員 昭和町の集会所の件ですが、これは鳩水園の事業に対する補償ということで、長い年月を経てこういった形出てきたという経緯は私たち了承してきました。それについてはやむを得ないそういった事態であ

ろうということでした承してきました、集会所を建設することに了としてまいりました。それは昭和町から出ております請願書について審査した結果、それは設置していかなければならないというように委員会で決めていった経緯の中で、今土地をこうして購入をするということで、集会所は土地だけでございませんで、プラス建物も付いて集会所となります。ですから集会所の建て方については助役の方からいろいろご説明を受けましたので、どんな手法をもってされるかということについては、私はまとめておりませんが、ただその土地を購入されるということは、安価に求められるのかなというふうに理解しておりますので、今回の補正に出ております金額について了とします。今後補償問題というのがどういった形で詰められていくのかということも私も勉強していきたいと思いますが、今議題に上がっている案については了とします。

委員長

私の方から聞かせていただきたいと思います。西谷委員も心配しておられてたことにも繋がると思うのですが、私も神南笠町昭和町という形で構成されている地区を持っておられる中で、これで神南が公民館があって、昭和町が今度できたら笠町がないというような状況の中では私としても笠町の方が、小地域福祉会等も笠町の方も既に立ち上げられて活動地域の活動もしていただいているような状況もあるし、これからの地域活動を考えたら笠町の方々も利用できるものになればいいかなというふうに思っているところなのです。そこのところについて町としてどのようにお考えになっているのかということと、前回の委員会でも覚書についても今後ということで、建物の協議覚書については今後というようにご答弁であったように思うのですが、覚書についてどのように方針を持っておられるのかということも確認させていただきたいと思う。

町長

今里川委員長からご指摘の関係で、笠町の関係は1軒の民家をお借りされまして、その民家で今やっておられます。我々としてはその民

家を減免制度で固定資産税の減免されたらどうですかということも言っておりますが、自治会の方はそのまま使わせていただいていますということでございます。笠町昭和町神南の3自治会として毎年役員会の協議会がでございます。私もそこへ出席させていただきました。その中では昭和町の自治会の方も当然使っていただく体制があります。そういう点については協力しながら、私は2つの自治会が会館が使えるという自治会の承諾があったら、そういうことで日程が空いておれば使えるという環境をすることが大事であると思っておりますし、当然そうあるべきだと思います。

助 役 2点目の件なんですが、昭和町との話し合いを進めておる中では、この集会所の建築、いわゆる土地建物これは担当も説明いたしましたように、これのみということですが。覚書は締結しておりませんが、両者の合意を得ております。

委員長 今後も覚書の締結はしないということによろしいですか。

助 役 昭和町についてはこの鳩水園についての補償はこれ以上しないということですが。

委員長 それではこれをもって質疑を終結いたします。議案第27号、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてのうち、当委員会に属するものにつきまして先ほど申し上げましたとおり当委員会の中にはこれを了承しかねるという委員もでございます。ということも申し述べまして次に行きたいと思っております。

次に、補償事業に係る平成14年度事業箇所についての報告を求めます。

環境対策
課長 前回5月20の日委員会におきまして木田委員さんからまた西谷委員さんより要請のありました資料につきまして、資料1として提出さ

せていただきますので、ご覧いただけたらと思います。

委員長 報告が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

木田委員 貴重な税金を使って公共的な事業ということで、要望を出してもらっていると思いますけれど、中には個人的な補償とかいうのは町はできませんと言い切っておられますが、こういうことが出てくる前に、個人的なものはあきませんよというようなことを徹底しておっしゃってないのかなと、そうでなかったらこういうことが出てくる自体がおかしいのと違うかと思う。私的補償はできませんと、公共的な点については町として検討しますという形でなかったらいかんと思う。これは要望に対しての答なのでこれでいいのかなと思うけれど、前の段階で個人的な補償はしませんということを地元の方に納得してもらえるような補償に入っていたきたいと思う。その点についてどうですか。

住民生活 我々といたしましては、地域の代表者、役員さん等々話をさせていただく中で、委員からもご指摘ありましたような形でお話しさせられているのですが、とりまとめをされている役員さんの方々に地域の住民の方の要望ということでまとめてされて、どうしても削除できないということでお話がありました。そういうことで我々としては事前にそういう形でお話しさせていただいておりますので、要望として上げさせていただくということで、地域の役員さん方からそういうことを上げられているということでご理解願いたいと思います。

西谷委員 今回出ている分の中で、稲葉地区についてはコミュニティ施設整備補助金を活用することなのですが、幸前も聞くところによりますと、土地は町が買っていくということなのですが、なぜこのような形で処理をされるのか。

助 役 これまで西谷委員に説明しておりますように、これからは将来のこ

とを考えて、そして事業主体は地元施工にしますということを検討しているということを言ってまいりました。これから行うものについても地縁団体の認可を得ていただく指導する中で、事業主体を地元施工とする方針をもっています。

西谷委員 地元施工でとということですが、それでも昭和町については町が土地を買って地域に渡すわけでしょう。その中では私は昭和町で言われている部分と他の稲葉地区、幸前とかとは対応が違っていると、地区に補償という形にするのだったら、同じようにしてほしいということを言っているだけで、昭和町のことはあかんと言っているわけでは決してないです。だから昭和町が土地も町が買ってやるのだったら、幸前も稲葉も高安睦も町が土地を買って提供するわけですから、同じようにしたらどうですかということ言っている。

助 役 これにつきましては先ほどもご説明いたしておりますとおり、昭和町につきましては昭和町の方で適切な集会所用地を求めておられた。模索されておられた。そういうことでこのような形で取得するというに至ったわけです。そのことについてはご理解いただいていると思います。そういう中で昭和町の場合については町が取得し、それを昭和町に帰属するというを考えております。

私は、西谷委員は補償を行うことに反対でないと言われていることはよく理解しております。事業手法についての問題であり、事業手法については今回の場合は町が取得してそれを帰属するというにしていきたいと思います。

西谷委員 今の助役の中で私の質問に答えられていなかったのですが、なぜその地域によって事業手法が違うのですかということをお尋ねしている。

助 役 これからそういう事業主体を地元施工としてやっていける方向に整

理をしていきたいと言っているわけでございまして、これまでやったものについては当然今考えているものとは違ってくると思います。ただ整備手法の仕方が違うだけであって、補償には何ら変わらない、このようなことで理解願いたい。

西谷委員 高安睦のその集会所予定の用地についても、町は地域に土地を買い上げて地域に集会所用地を提供されるわけでしょう。

助 役 高安睦についてもそういう形で今地元と煮詰めているわけです。地縁団体の認可を取っていただいて地元を取得してもらおうと、そして地元が集会所を建ててもらおうというような形を取っていただけるよう地元と協議中であります。

西谷委員 高安睦については地元が用地を買収して、その裏負担を町が出すということなのですが、それともまったく町が買収して地域に譲渡する。これは税金面の分が変わってくるのではないかと思います、その辺どうですか。

町 長 今西谷委員おっしゃっていただくように、昭和町あるいは高安睦にしてもこういう鑑定に基づいて町は整理しながらある一定の価格を設定して地権者に協力をいただく、そして買い上げた中で地元へ渡すということです。稲葉車瀬は何回か地元から要望があって、自治会長さん等と協議をさせていただいて、稲葉の関係等についてはこれだけの補償の中身は面積が非常に大きいと、それについては町として補償の中に入れていけないのではないかということの議論の中で、できるだけ稲葉としてはそういう関係で、自治会長には昨年8月に覚書を交わしてまとめたということで進めてまいりたい。

西谷委員おっしゃっていただくように、それは当然地元には議員さんにも入っていただかないとということも言っているわけでございます。

西谷委員 町長の話の中では、稲葉車瀬についてはこの要望書のと通りの形で進んでいく。それ以外の所については町が用地を買収していく。幸前地区についても町が用地を買収してやっていくという考え方でいいか。

町長 当然今現在の時点では、昭和町、幸前、高安睦についてはそういう形でやっていく。稲葉についてはいろいろ協議をさせていただく中で、現在集会所もございますし、その中でまた公民館をつくれということをおっしゃって、何年か助役さんとも打ち合わせをしていただいて、円満に解決していただいたのはそういう形のものであります。

西谷委員 実際には町が用地を買収する、自治会が用地を買収するという中には、税金の関係で差が出るような気がする。町が用地を買収する場合5000万ほどの控除があるのではないですか。

町長 全て予算に計上されておりますように、当然町がこういう関係についても税務署の協議をさせていただく。当然地元と町が協議する中でこの場所だと決められたら、鑑定に基づいてある程度の一定の金額というのはある。その中で相手方と交渉させていただいて、税金の控除の関係等税務署と協議しながらやっていただいて、それに地縁団体等の関係等について町が買える中で地元へ渡すということでございます。

西谷委員 そういう手続きをされると思うのですが、具体的に地域が地縁団体をつくり用地を買収するのと、町が土地の所有者から買収するのと、土地を提供してくれる人の税金対策としては町が買収する方がずっと有利な形になるのではないですかということをお尋ねしている。

助役 私が申し上げましたのは、町長も言うておられるように一応斡旋の

全ては町がしていかなければいけない。事業主体は地元でやっていただきたいということです。したがって今おっしゃっているような形で自治会が直接購入するかしないかはそれはそれとして、できるだけ税金がかからないよう我々が努力していくということでもあります。

委員長 次に、住民基本台帳ネットワーク整備事業についての報告を求めます。

住民課長 (資料2により説明)

委員長 報告が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

喜多委員 カードによって自分の情報を得ることができるということで、そのカードは市町村が発行して渡してくれるのですね。例えばカードを紛失したときに、どういう手続きで再発行になるのですか。

住民課長 カードにつきましては、15年8月が配布予定なんですけど、もし紛失した場合どう扱うかということの詳しいことは来ておりませんので、先ほど申しましたように本人が11桁のカード、11桁の分がダメな場合は申し出せよというだけで15年8月の住民基本台帳カードについてはまだ詳しく情報は得ておりません。

喜多委員 若い方はそういったものに長けております。年寄りには慣れておりません。全体的に住民の皆さんに理解していただこうと思えばどういった方法をとられるのか、その辺のところでは来年ということもありますので、ここでどうこうということはないかもしれませんが、ただ個人情報保護条例が中央でやいやい言っているところだと思うのですが、本当に個人情報の保護というのは守られるわけですね。説明の中で受けましたけれど、再度本当に保護されるのかお聞かせいただけますか。

住民課長 定めております法律等にしていただけましたら、情報は守れるもの
とっております。

このネットワークシステムを構築されますのは、どんなメリットがあるか
と言えれば住民の方が身分証明書を見せればどこの所でも住民票を取れる
ということですので、もちろん広報等でピーアールいたしますけれども、
高齢者の方に際しましても何ら取り扱いには不備はございませんので、
よろしくお願ひしたいと思ひます。

喜多委員 世の中のシステムがだんだん機械化されると追いつかないのです
よ。議会でも一般質問があったと思うのですが、例えば斑鳩町の法隆寺駅
のJRの改札、切符を買うのも自動まして北口は無人、そうすると私もよく
利用しますが、やっぱり困っているのは年寄り、だんだん高齢者の社会に
なるよといいながら、こういうシステム化がどんどん進んでいくと高齢者
はどうして生きていったらいいのかと思ひます。ただ事務処理上こういった
ことをされて非常にこれが便利であれば、致し方ないのですが、ただ高
齢化社会の中にありながらだんだんこうやってシステム化が進んでいくと
ほとんどついていけない。そういった周知のやり方を真剣に考えていた
だきたい。答弁があれば答弁いただけますか。

町長 この関係等については、森総理の時にIT革命ということでいろいろ
されておりますように、斑鳩町のITの関係等についても高齢者の方々は
勉強されております。勉強熱心でございます。確かに自動販売機とか
いろいろな関係等がございます。70歳以上のお年寄りの方にバス
カードを渡しておりますように、みなさま方は慣れてこられていま
す。私は高齢者だからといって解らないでいるより、そういうことを
冒険する、勉強していくことが、これから一番呆けない方法だと思
っております。

以前自治会長にFAXをしました。その抵抗はお年寄りはFAXは

なかなか難しいということであったけれど、何年かしている間に自治会長は代わるけれど、そのFAXをもう一度家へ接続してくれないかというご要望がたくさんあるわけです。やっぱり使ったら非常に効果があって、便利ですから、なにもかも知らなかったら全く知らない。百聞は一見に知らずで何事も勉強チャレンジすることがいいことだと思いますので、喜多委員おっしゃるように年寄りには機械音痴やから無理やということになしに、そういうことをしていくことが大事であると思います。

喜多委員 置いてきぼりにならないように私も頑張って勉強しますが、なるべくやさしい方法で周知していただきたいということを要望しておきます。

西谷委員 ICカードでどこの市町村でも自分の住民票が取れる、あるいは転入転出の特例として窓口に行くのは転入時1回だけですむと、それは分かるのですが、それ以外で具体的にこれをするによって、片方では電子政府や電子自治体の基盤のためにと書いてある。具体的にはこれを利用して町の行政が住民にとって便利になるというのは具体的にはどういうことが考えられるのですか。

町長 西谷委員がおっしゃったようにメリットは全国の市町村どこへ行っても住民票が取れるということ。ただマスコミ等や国会の審議の中で、情報を読まれるということが一番大きな問題で、民間には罰則をかけて行政には罰則はないということで。あるいは新聞等を見ますとデータが流失したとかいろんな関係がでてまいります。そういう点を一番心配をするわけでございます。

西谷委員 カードが出来て非常に便利になる。ただ電子自治体ということになったら、ICでつくられると相当量の記憶が出来る。そしたらここに書いていますけれど、例えば印鑑の登録とか、施設利用のカードとか

1枚で全てそういうことが出来るような為に、国はそういうふうにしていくという形の中で、町としてはこれに併せてICカードに今言われている単に住民基本台帳だけでなく、もっと利用するようなことを考えていかならあかんのと違うかと思うのです。その辺の考え方についてお尋ねします。

町長 何れにいたしましても11桁ということですから、今おっしゃっていただくように電子政府という形で、この関係等についてはこれからどういう動きであるのかそういうことを見ながら対応していくことが大事であると思います。

委員長 今の説明を聞いていますと今後自治体職員の意識というものについてもこのカード、システムが導入されましたら、より高い意識を持っていただけてということになってくるかと思えます。そのところの庁舎内での決定についての方針も確認させていただきたいと思えます。

それと、家族の場合ですね、これは国民総背番号制と言われるような状況がありまして、一人一人に番号がつくと思うのですが、ICカード自体はどのような交付の状況になるのか。そして今のところ、14年8月からシステム化に向けて動くということなのですが、今言われている4情報の他にとりあえず斑鳩町としてはこういう情報を追加していくという方針が出ておれば教えていただきたいと思えます。

住民課長 総背番号制ではないかということなのですが、この法はそれぞれ4情報と言いまして、ご存じだと思いますけれど、氏名・住所・性別・生年月日の4情報と住民票コードのみだけが情報として入りますので、それが決して目的外に使用することはございませんで、様々な個人情報は集中管理するような状態は法律上認めておりませんので、いわゆる国民総背番号制にはならないと思えます。例えば行政のデータを入れましても、それはそれでアクセスできないような状況でのデータが

入りますので、一元化にはなっていないと聞いております。

カードの交付のことですが、住民基本台帳カードはそれぞれ個々に配布いたしますので、一所帯ということにはなっておりません。もちろん個々に住民票コードを配布するだけで、カードに関しましては本人さんが申し出されて初めて発行ということになりますので、今現在実際にどれだけ住民基本台帳カードに行政がアクセスする分があればまた増えるかも分かりませんが、今現在考えておりますのは、住民基本台帳カードに関しましては4情報とそれに伴います住民票コードの個人情報だけしか載りませんので、それを利用して例えば転入転出に利用されるとか、身分証明書に利用される方は個人的には少ないのではないかと考えています。それから今現在印鑑登録を発行するに当たり、自動交付機を利用していただくようなパゴちゃんカードを発行しておりますので、わざわざ住民基本台帳カードを取って利用される方は本当に少ないのではないかと認識をしております。

委員長 自治体職員の意識の問題について、これまでも斑鳩町は職員の意識レベルは高いように認識しているものの、こういうことがスタートするにつれて、そここのところのさらなる研修なりということも私としては望んでおるところなものですから、町としての方針などがあればお聞きしておきたいなと思います。

住民生活 部長 このシステムを導入するに当たりまして、いろいろ担当の職員の方で事前の研修なり、事後の研修というものについて、事前の研修についてはそういう形でやっておりますけれども、事後につきましてもそういう形で取り組んでいきたいと考えております。

委員長 次に、ISO14001認証取得に係る環境方針についての報告を求めます。

環境対策 この度ISO14001の環境マネジメントシステムの骨格であり

課長

ます。環境方針を設定いたしましたので、報告させていただきたいと思えます。

I S O 1 4 0 0 1 規格の要求事項が出ております。4. 2で環境方針について要求されており、その要求事項に基づき今回斑鳩町環境方針を制定したものであります。（資料3参照）

まず本町の環境方針の全体像であります。本町の基本理念と基本方針の2本立てにより構成しております。基本理念では環境に関する斑鳩町の現状と課題、そして今後の環境施策に関する大きな方向性を示しています。さらに斑鳩町の特徴を表現するため、世界文化遺産のある町また聖徳太子の和の精神といった言葉を盛り込んであります。次に、基本方針であります。基本理念の最後にある積極的かつ具体的に推進しますの表現を裏付ける具体的な施策内容を記載しております。特に（1）から（3）の基本方針につきましては本町が強調したい部分として箇条書きとし、I S O規格が要求している条件につきましては決意表明といった形で一連の文章で表現をしております。

また制定日であります。環境省で6月を環境月間、6月5日を環境の日と定められております。環境方針は本町が積極的に環境保全に取り組む決意を内外に表明するものでありますので、環境の日の趣旨を趣旨ともマッチすることから6月5日に制定したものであります。今後はこの環境方針を基に環境マネジメントシステムを構築、運用していき、環境について継続的改善を図っていきたいと考えております。

なお、認証取得につきましては平成15年2月から3月の取得を目指しているところであります。

委員長

報告が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長

以上、これら各課所管に関する件についても、報告を受け了承をしたということで終わっておきます。

その他、理事者側からお話があるということですのでお受けしたい
と思います。

福祉課長 前回の委員会で木田委員からご質問いただきました老人ホームの入
所者の方がその老人ホーム内で働いて収入を得て入所費用に充てると
いうことはないのかというご質問であったと思います。そのことでご
ざいですが、担当課でもそのような事例については聞き及んでおりま
せんし、また県の高齢福祉課に問い合わせさせていただきましたが、承知
していないということでありましたのでご報告申し上げます。

それと敬老会の記念品の廃止についてであります。今年度から敬
老会につきましては単独事業ではなくて町政55周年を記念いたしま
して福祉健康ふれあい祭り並びに環境フェスティバルと合わせまし
て、住民によります実行委員会形式で主催するという形で、「愛と輝
き夢フェスタ」の中で敬老式典を開催することになりました。このこ
とからこれまでの高齢者に限定して行政スタイルで敬老を祝うイベン
トから多世代の人が集まりましてみんなで敬老を祝い、健康や環境に
ついて考えるイベントとしております。

このようなことから町が実施して来ました敬老会の一般記念品につ
きまして町政55周年であります平成14年度を最後として平成15
年度からは廃止したいと考えております。なお、記念品廃止についま
しては平成14年度に対象者に記念品引き替えご案内文に但し書きと
して入れさせてもらいまして、対象者に周知を図りたいと考えており
ます。

委員長 報告が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

木田委員 この敬老会の記念品が平成15年度から廃止ということなのです
が、敬老会自体は福祉事業としてやってこられたのか、あるいは他の
事業としてなのか、私は費用もかかるけれど福祉の後退はあってはい
けないということを今までから主張して来ているので、なぜこうい

うふうに廃止されようとしておるのかということをお聞きしたいと思
います。

福祉課長 敬老会につきましては高齢者の生きがい対策事業の一環として行わ
れているものでございます。先ほども申し上げましたように町政55
周年記念事業としてイベントを統括した中で、住民主体としての実行
委員会組織で運営していくことから来年度から記念品については廃止
させていただく考えであります。

町長 記念品は毎年何かを以前からやってきたわけですが、金額的に50
0円ですから、雨が多くなれば傘を1本したり、そして議員さんの中
で商品券を渡した方がいいやないかということが出てまいりました。
その中でいろいろご意見があって、500円もらったかて何も買い物
にも行けないという方のご意見もあるし、しかし参加させていただい
て余興というのか、小学校の金管バンドさせてもらったら、その方に
力入れてもらったらいいのと違うかということもございまして、そう
いうことを考える中で町としても今700円くらいのバスカードを考
えていますし、このバスカードの関係等についても今出てまいってい
ますようにJR、近鉄とかそういう関係も乗り合い出来ないかという
こともございまして、そこらを考えていく中では今後バスカードは継
続していきたいという気持ちはあります。そこらのことを考えますと、
敬老会の充実を実行委員会でやっていただいた方がいいのではないか
と、実行委員会の意見を聞きながらどういうことをやったらいいのか
ということを研究して、検討しながら来年度からは500円の記念品
については廃止する考えを持っています。

木田委員 町長のおっしゃっていることはよく解ります。しかしある程度生き
がい対策事業ということも福祉事業の中に入っているわけですね。催
し物の事業に対してはこれでいいと思いますが、やはり記念品を楽し
みにしておられた人も中にはおられると思うから、それらの人に対し

て全て切り捨てにするのがいいのかどうかという点について疑問が残るような点があります。500円みたいな大したことないと言われる方は大多数かもしれませんが、ごく一部の方にはなぜそんなとこまでケチるのかという考え方をもち受ける人も出てくるのではないかとということで、来年度からですのでこれから検討していただいて、出来るだけ福祉事業自体は後退しないようお願いしておきたいと思えます。

委員長 それでは、その他について各委員からご質疑があればお受けしたいと思います。

喜多委員 ごみ袋のことなのですが、いろいろと意見出ておりましたけれども、未だに黒いビニール袋に入れられたごみが出ているのですが、結構大量に積み上げてあるのを見かけるのですが、ああいった指定のごみ袋以外のごみを出された処理はどのようなになっているのか聞かせてください。

環境対策課長 例えば可燃の日にそういった黒いごみ袋が出されておったときには、そのまま置いておきます。ただ置いておく場合はルール違反である注意書きそれとその方に早急に持ち帰っていただく旨のシールを貼らしていただくと、それで2、3日様子を見て、その中でそのままであればやむを得ず町が回収いたします。

喜多委員 ごみですからいろいろ大変だろうと思うのですが、ただ斑鳩町新しくへ転入されたりした場合、指定のごみ袋が有料であるということがご存じないとか、認識されていない方かなと思ったりもしていただのですが、まず斑鳩町に転入してきます、その時転入届だけの事務処理に終わるのか、ごみ袋についてはこうですよというように説明があるのかどうかお聞きしておきたい。

環境対策課長　　まず住民課に転入に来られます。その後帰られる前に環境対策課の方に回っていただきまして、ごみ有料の関係、またごみの出し方等についてご本人さんに直接ご指導させていただいております。先ほどの黒いビニールごみが山のようにということですが、可燃の中にはたまにありましたけれども、黒のごみ袋が山積みされているというのは、ビニールの収集日であろうかと思っております。

喜多委員　　転入されたときは住民課から環境対策課に行かれてそういう手続きを受けられるということで、転入された方が何も知らないで出したというわけでないかと理解したのですが、黒いビニール袋に入れられたときはビニールを収集する日だったということですが、それだったら黒い袋でもいいのですか。

環境対策課長　　ビニールごみにつきましては一定の袋はございません。

喜多委員　　私が来るとき朝山積みになっているところがあるのです。ビニールごみについてはそういう指定ではなくてもいいということで理解しておきますが、住民の皆さんに有料になっているのにという誤解だけを受けないように周知だけしていただきたいと思います。

木田委員　　奈良県ごみ処理広域化計画の進捗についてですが、これさえちゃんと県の方で対応していただいたら、斑鳩町の焼却場もそこで処理しなくて済むという思いがありますが、それらについて今現在どれだけ話が進んでいるのか。

それと家電リサイクル法の実施に伴いまして、報道されていたのはテレビの不法投棄がたくさん行われているということで、というのは洗濯機、冷蔵庫、クーラーはかさが大きすぎてなかなか持ち運びが出来なくて、それと放す場所に困るということであまり不法投棄がされておらないのですが、当町において今までにどれだけ不法投棄されて

いるかお聞かせください。

環境対策 ごみ処理の広域化の問題につきましては、前の委員会で報告させて
課長 いただきましたように、3月26日に開催されまして、それぞれの担
当町の現状報告それとブロック全体の方向性を見いだしていきたいと
いうところで止まっております。

それと家電リサイクル法の関係で、13年度のテレビにつきましては
は不法投棄12件ございます。因みにエアコン1台、冷蔵庫3台、洗
濯機9台、合計で25台ございます。

木田委員 ごみ処理広域化の計画は平成20年でしたね、もう何年もないのに
それくらいしか進んでおらないということは、まだまだ斑鳩町の施設
としても集めていかならんということで、広域化をやっていただき
たいということは前々からも申しておりますように、出来るだけ早く
やっていただきたいなということをお願いしたいと思う。

それとリサイクル法の件で不法投棄がテレビ12台あったというこ
とで、これが多いか少ないかは判断しかねますが、これは町民の方が
捨てておられるということは考えずらいということで、啓蒙啓発を徹
底していただきたいことをお願いしておきます。

委員長 1点私の方からお願いしたいと思うのですが、ある住民の方からお
手紙いただきまして、喜多委員の方からも出ておりました黒いビニ
ールごみの件なんです、可燃ごみであれば割と小さい場所で収集され
ていたり、カラス対策というのが町内会各班でやっていただいている
ように思うのですが、ビニールごみにつきましては割合大量に出ている。
たくさん積んであって、そして臭いがするの猫やカラスが荒らす。
そして軽いものですから飛ぶ、ということで自治会の役員になっ
た方がその処理について非常に困っているということで、私の方へ寄
せられた手紙には東京の渋谷区のニュースを付けられておられまし
て、渋谷区の方では自治会にそういう猫、カラスの防御ネットという

のですか、そういうのを貸し出ししているということが書かれている
ということを書せられた経過があるのですが、ビニールごみにつつま
してはとかく自治会で困難を示しているところが多いのではないかな
という心配があるのですが、今後ビニールごみについてそういった自
治会からの要望などがあれば対応していく方法はないのかなと思うの
ですが。

環境対策
課長 現在もそうなんですが、ステーション式に地域で10件から15件
20件というように集められている集積所につつまして、そういった
カラスや猫の被害に遭われている方も多々ありますのでそういった方
に対しましては地元自治会の要望によりまして防鳥ネットを使ってい
ただいておられますので、今言われている自治会におかれましては、
自治会長さんを通していただきまして、担当課へ来ていただければお
渡しすることは可能です。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。
なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、
当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定す
ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きを
とっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長に
ご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町長

(町長挨拶)

委員長

これをもって閉会いたします。(午前11時40分)